

ドイツ連邦共和国及びドイツ民主共和国は、国際共同体の同権の構成員としてドイツの統一を平和と自由のうちに自由な自決によって達成することを決意し、

法治国家として組織された民主的かつ社会的な一つの連邦国家の中で平和と自由のうちにともに暮らしたいという、ドイツの二つの部分の人々の望みから出発し、

平和的な方法で自由を実現するために努力し、ドイツの統一の課題を迷うことなく堅持しかつ達成した人々に對して感謝の念を込めて敬意を払いつつ

ドイツの歴史の連続性を認識し、並びに人権の尊重及び平和を義務とするドイツにおける民主的發展を追求することがわれわれの過去から生じる特別の責任であることを自覚し、

ドイツの統一を通じてヨーロッパの統合に寄与し、もはや国境によって隔てられることなくすべてのヨーロッパの人民が信頼に満ちた共同生活を保障されるようなヨーロッパの平和秩序の建設に寄与するために努力して、

国境の不可侵、並びにその国境内におけるヨーロッパのすべての諸国の領土保全及び主権の不可侵が、平和のための基本的条件であることを認識し、

次の規定をもってドイツ統一の樹立に関する条約を締結することに合意した。

第一章 加入の効力

第一条(ラント) 1 基本法第三条に基づくドイツ民主共和国のドイツ連邦共和国への加入が一九九〇年一月三日に効力を発生するのに伴って、ブランデンブルク、メクレンブルク・フォアポンメルン、ザクセン、ザクセン・アンハルト及びチューリッゲン

の各ラントは、ドイツ連邦共和国のラントとなる。これらのラントの構成及び相互間の境界は、附属書

二に従って、一九九〇年七月二日のドイツ民主共和国におけるラントの構成に関する憲法法規——ラント制度導入法(ドイツ民主共和国官報第一部第五号九五五頁)——の規定による。

2 ベルリンの三区は、ベルリン・ラントを構成する。第二条(首都、ドイツ統一の日) 1 ドイツの首都は、ベルリンである。議会及び政府の所在地の問題は、ドイツ統一の樹立の後に決定する。

2 一月三日は、ドイツ統一の日として法律により祝日とする。

第二章 基本法 第三条(基本法の施行) 加入が効力を発生するのに伴って、この条約が別段の定めを行う場合を除いて、連邦官報第三部一〇〇一号において公布修正され、一九八三年一月二二日の法律(連邦官報第一部一四八頁)によって最終的に改正されたドイツ連邦共和国基本法は、この条約の第四条が定める改正とともに、ブランデンブルク、メクレンブルク・フォアポンメルン、ザクセン、ザクセン・アンハルト及びチューリッゲンの各ラント、並びにベルリン・ラントのこれまで適用されていなかった地域に適用する。

第四条(加入に伴う基本法の改正) ドイツ連邦共和国基本法を、次のように改正する。

一 前文を次のように改正する。

「神及び人間に対する責任を自覚し、統合されたヨーロッパの同権の一員として世界平和に貢献するという意思を鼓舞されて、ドイツ国民はその憲法制定権力に基づき、この基本法を制定した。ポーランドに基づく、この基本法を考慮しない」、第三

三条に規定する地域に適用する連邦法、及び直接適用されるヨーロッパ共同体法と一致し、かつこの条約が別段の定めをおかない限りにおいて、なお効力を有する。ドイツ民主共和国の法であって基本法の権限秩序によれば連邦法であり、かつ連邦において統一的に規律すべき事項に係らないものは、この項の第一文が定める条件に従い、連邦の立法者による規律が行われるまでは、ラントの法としてなお効力を有する。

2 附属書二に掲げるドイツ民主共和国の法は、基本法(この条約による改正を含む)及び直接適用されるヨーロッパ共同体法と一致する限りにおいて、附属書に定める条件に従ってなお効力を有する。

3 この条約の署名の後に公布されるドイツ民主共和国の法は、締約国が合意する範囲において効力を有する。2は、これによって影響を受けない。

4(5条) 1 加入が効力を発生するのに伴って、ヨーロッパ共同体法に基づいて公布された法令は、ヨーロッパ共同体の権限のある機関が例外規定を定めぬ限り、第三条に規定する地域に適用する。これらに例外規定は、行政上の必要を考慮するとともに経済上の困難を回避することに役立つものでなければならぬ。

2 加入が効力を発生するのに伴って、ヨーロッパ共同体に関する条約に基づいて公布された法令は、ヨーロッパ共同体の権限のある機関が例外規定を定めぬ限り、第三条に規定する地域に適用する。これらに例外規定は、行政上の必要を考慮するとともに経済上の困難を回避することに役立つものでなければならぬ。

3 この条約の署名の後に公布されるドイツ民主共和国の法は、締約国が合意する範囲において効力を有する。2は、これによって影響を受けない。

4(5条) 1 加入が効力を発生するのに伴って、ヨーロッパ共同体法に基づいて公布された法令は、ヨーロッパ共同体の権限のある機関が例外規定を定めぬ限り、第三条に規定する地域に適用する。これらに例外規定は、行政上の必要を考慮するとともに経済上の困難を回避することに役立つものでなければならぬ。

2 加入が効力を発生するのに伴って、ヨーロッパ共同体に関する条約に基づいて公布された法令は、ヨーロッパ共同体の権限のある機関が例外規定を定めぬ限り、第三条に規定する地域に適用する。これらに例外規定は、行政上の必要を考慮するとともに経済上の困難を回避することに役立つものでなければならぬ。

3 この条約の署名の後に公布されるドイツ民主共和国の法は、締約国が合意する範囲において効力を有する。2は、これによって影響を受けない。

4(5条) 1 加入が効力を発生するのに伴って、ヨーロッパ共同体法に基づいて公布された法令は、ヨーロッパ共同体の権限のある機関が例外規定を定めぬ限り、第三条に規定する地域に適用する。これらに例外規定は、行政上の必要を考慮するとともに経済上の困難を回避することに役立つものでなければならぬ。

2 加入が効力を発生するのに伴って、ヨーロッパ共同体に関する条約に基づいて公布された法令は、ヨーロッパ共同体の権限のある機関が例外規定を定めぬ限り、第三条に規定する地域に適用する。これらに例外規定は、行政上の必要を考慮するとともに経済上の困難を回避することに役立つものでなければならぬ。

3 この条約の署名の後に公布されるドイツ民主共和国の法は、締約国が合意する範囲において効力を有する。2は、これによって影響を受けない。

214

ドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国との間のドイツ統一の樹立に関する条約(下イット統一条約)(抄)

署名 一九九〇年八月三日(ベルリン) 効力発生 一九九〇年九月二日

ラント・フアラツ、ザールラント、ザクセン、ザクセン・アンハルト、シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン及びチューリッゲンの諸ラントのドイツ国民は、自由な自決に基づき、ドイツの統一及び自由を達成した。これによって、この基本法は、全ドイツ国民に適用される。

二 第二三条を廃止する。三 基本法第五一条を次のように改正する。基本法第五一条は、次のように改正する。「各ラントは少なくとも三票、二〇〇万人以上の人口を有するラントは四票、六〇〇万人以上の人口を有するラントは五票、七〇〇万人以上の人口を有するラントは六票の表決権を有する。」

四 これまでの第一三五 a 条の文を「とする。1の後に次の項を加える。」

2 1は、ドイツ民主共和国又はその権利主体の債務、並びにドイツ民主共和国の財産の連邦ラント及び市町村への移転に関連する連邦又はその他の公法上の団体及び營造物の債務、及びドイツ民主共和国又はその権利主体がとった措置から生じた債務に準用する。

五 基本法に次の新しい第一四三条を加える。「第一四三条 1 統一条約第三条に規定する地域

の法は、様々な事情のために基本法秩序に完全に適合させることが未だにできない場合にはその限りにおいて、遅くとも一九九二年二月三日まではその基本法の諸規定と相違することができる。この相違は第一九条2に違反するものであってはならず、また、第七九条3に定める基本原則と一致するものでなくてはならない。

2 第二二条、第八 a 章、第九章、第一〇章及び第一章に関する相違は、遅くとも一九九五年一月三日まで認められる。

3 1及び2にかかわらず、統一条約第四一条及びその施行規則もまた、これらの規定が統一条約第三条に規定する地域における財産権の侵害がもはや取り

消すことはできない」と規定している限りにおいて、その効力を維持する。」

六 第一四六条を次のように改正する。「第一四六条 ドイツの統一及び自由の達成の後、全ドイツ国民に適用されるこの基本法は、ドイツ国民が自由な決定によって議決する憲法が効力を発生する日に、その効力を失う。」

第五(条) 将来の憲法改正に對して、両締約国の政府は、統一ドイツの立法機関に對して、ドイツの統一に關連して生じた基本法の改正又は追加の問題、とりわけ次の問題について、二年以内に対処するように勧告する。一九九〇年七月五日の両国首相の共同決定に従った連邦とラントの關係について、基本法第二九条の規定にかかわらず、ベルリン・ブランデンブルク地区を關係ラント間の合意により新たに区画する可能性について、基本法に国家目標に関する規定を取り入れることを検討することについて、並びに、基本法第一四六条の適用及びその範囲内での国民投票の問題について。

ントの法規を通じて国内法化され又は履行される。

第四章 国際法上の条約及び協定

第一一条(ドイツ連邦共和国の条約) この条約の締約国は、ドイツ連邦共和国を締約国とする国際法上の条約及び協定(国際機構又は国際制度の加盟国の地位を基礎づけるものを含む)は、効力を維持し、かつそれらから生じる権利及び義務は、附属書一に掲げる条約を除いて、第三条に規定する地域にも及ぶことを前提とする。個々の事例において調整が必要となる場合には、統一ドイツ政府が相手方締約国と協議を行う。

第二一条(ドイツ民主共和国の条約) 1 この条約の締約国は、ドイツ民主共和国の国際法上の条約に関して、ドイツの統一の樹立の過程において、信頼の保護、関係国の利益並びにドイツ連邦共和国の条約上の義務を考慮し、並びに自由民主的な法治国家の基本秩序の原則に基づき、ヨーロッパ共同体の権限をも考慮して、ドイツ民主共和国の条約の相手方締約国との間で、これらの継続、調整若しくは失効を取り決め又は確認するために、協議を行うことに合意する。

3 統一ドイツは、ドイツ民主共和国が加盟しているドイツ連邦共和国が加盟していない国際機構又はその他の多数国間条約に加盟することを意図する場合には、条約の各相手方締約国及びヨーロッパ共同体の権限に係る場合には共同団体との合意を行う。

第五章 行政及び法執行

業財産を含む)であつて特定の行政事務に直接に用いられていないもの(財政財産は、社会保険の財産を除いて、加入の効力発生に伴い連邦の信託官の下に置く。ただし、財政財産が信託公社に移管され、又は信託法第一条(第一文及び第三文に従い法律により)て市町村、都市又は郡に移管される場合には、この限りでない。財政財産がおもに旧国家保安省又は国民安全保障庁の事務のために用いられていた場合には、当該財産は、一九八九年一月一日以後に既に新たな社会的又は公的の目的に充てられていない限り、信託公社に帰属する。財政財産は連邦が各々その財産の価値の半分を取得するように、両者の間で分割する。ラントが取得する部分については、市町村(市町村連合)に適切な割合で配分する。これにより連邦が取得する財産の価値を有するものは、第三条に規定する地域における公の事務の遂行のために用いる。ラントが取得する部分の各ラントへの配分は、原則として、各ラントに移転する財産の総価値の割合が加入が効力を発生するときの各ラントの人口の割合(西)ベルリンの住民数は考慮しない。)と合致するように行う。第二一条3を準用する。

第二三条(債務の規定) 1 加入が効力を発生するのに伴つて、その時点までに累積したドイツ民主共和国の共和国庫の総債務は、債務の履行を行う。権利能力を有しない連邦の特別財産が引き受ける。この特別財産には、次の目的のために貸付を受ける権限を与える。
(1) 特別財産の債務を弁済するため
(2) 随時生じる利息支払い及び信用開設の費用に充てるため
(3) 市場育成の手段として特別財産の債務名義を買取るため

第一三条(機関の移転) 1 第三条に規定する地域の行政機関及び行政又は法執行に携わるその他の機関は、それらの機関が存在するラントの政府の権限の下に入る。ラントを越える活動範囲を有する機関は、関係各ラントの共同の権限の下に入る。機関が独立して任務を遂行することができる複数の部局から構成される場合には、それぞれの部局は、それらが存在するラント政府の権限の下に入る。ラントの政府が、移行又は解散について規則を定める。一九九〇年七月二二日のラント制度導入法第二二条は、これらによって影響を受けない。

第一四条(ラントの共通機関)
第一五条(全ベルリン・ラント政府)
第一六条(ラント行政の経過規定)
樹立までの経過規定

第一七条(名誉回復) 締約国は、政治的理由による刑事訴追措置又はその他の法治国家の原則及び憲法の原則に違反する裁判判決の犠牲者となつたすべての人々の名誉を回復することができる立法上の基礎を遅滞なく創設するという意図を確認する。社会主義統一党の違法な体制のこれらの犠牲者の名誉回復は適切な補償規定を伴う。

第一八条(裁判判決の効力継続) 1 加入が効力を発生する以前に判決されたドイツ民主共和国の裁判所の判決は、効力を維持するものとし、第八条によつて効力を生じる法又は第九条によつて効力を有する法に従つて執行することができる。これらの法は、判決及びその執行が法治国家の原則と両立するかどうかの再審についても適用する。第一七条は、これによって影響を受けない。
2 デイツ民主共和国の刑事裁判によつて有罪の判決を受けた者は、この条約により附属書一に従つて、法的効力を有する決定による司法上の破棄を得る個人的な権利を認める。

2 3 略

4 一九九四年一月一日から効力を生じるものとして、連邦 第一一条に規定するラント及び信託公社は、一九九三年二月二日まで特別財産に累積した債務の総額を、一九九〇年五月一八日のドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国との間の通貨同盟、経済同盟及び社会同盟の設立に関する条約の第二七条3に従つて引き受ける。債務の個々の配分は、一九九〇年五月一八日の条約に関する一九九〇年七月二五日の法律(連邦官報 一九九〇年第二部五八頁)の第二四条に従う特別法によつて定める。第一一条が規定するラントが引き受ける債務の総額に対する各ラントの負担の割合は、加入が効力を発生する時点における各ラントの人口の割合(西)ベルリンの住民数は考慮しない。)に応じ算定する。
5 特別財産は、一九九三年の終了とともに解散する。

2 4 略

第二四条(外国及びドイツ連邦共和国に対する債権及び債務の解決) 1 加入が効力を発生するときになお存在する債権及び債務は、ドイツ民主共和国の貿易及び外貨の独占の範囲内であり又はその他の国の事務の遂行によつて一九九〇年七月一日までに外国及びドイツ連邦共和国に対して生じたものである場合には、連邦大蔵大臣の指揮及び監督の下に清算する。第一文が定める債権もまた、加入の効力発生の際に行われるドイツ連邦共和国政府の借款協定に算入する。当該の債権は、債権の価格再評価が行われる限りにおいて、連邦大蔵大臣が受託者として管理し又は連邦に移転する。

第二五条(信託財産)
第二六条(特別財産ドイツ固有鉄道)
第二七条(特別財産ドイツ郵便)
第二八条(経済の育成)
第二九条(対外経済関係) 1 デイツ民主共和国の拡

第一九条(行政決定の効力継続) 加入が効力を発生する以前になされたドイツ民主共和国の行政行為は、効力を維持する。これらの行政行為は、法治国家の原則としてこの条約の規定と一致しない場合には、取り消すことができる。その他の場合には、行政行為の効力継続に関する規定は、影響を受けない。
第二〇条(公務における法的関係) 略

第六章 公の財産及び債務

第二一条(ドイツ民主共和国) 特定の行政財産に直接に用いるドイツ民主共和国の財産(財政財産)は、連邦財産となる。ただし、一九八九年一月一日の目的決定によつて、基本法に従いラント、市町村(市町村連合)又はその他の行政機関が行うべき行政事務ににおもに充てられるべきものと定められた財産については、この限りでない。行政財産がおもに旧国家保安省又は国民安全保障庁の事務のために用いられていない場合には、当該財産は、一九八九年一月一日以後に既に新たな社会的又は公的の目的に充てられていない限り、信託公社に帰属する。

2 行政財産が 1 に従つて連邦財産とならない場合によつてその行政事務を担当する行政機関に帰属する。中央政府又はラント及び市町村(市町村連合)に対してその他の公法上の団体から無償で移転された財産の価値を有するものは、当該団体又はその権利の継承者に無償で返還する。旧ライヒ財産は、連邦財産とする。

4 行政財産が 1 から 3 に従い又は連邦法に基づいて連邦財産となつた場合には、当該財産は、第三条が規定する地域の公の事務の遂行のために用いる。財産の価値を有するものの売却からあがる利益の利用についても、これを適用する。
第二二条(財政財産) 1 第三条が規定する地域における権利保有者に属する公の財産(不動産及び農林

大した対外経済関係、とりわけ経済相互援助会議の加盟国に対する既存の条約上の義務は、信頼の保護を享受する。対外経済関係は、すべての関係国の利益を考慮し、市場経済の原則及びヨーロッパ共同体の権限に留意して、発展させ及び強化する。統一ドイツの政府は、対外経済関係が専門的管轄の範囲内で組織的に適切な規律を受けるように配慮する。
2 連邦政府又は統一ドイツ政府は、第一項を考慮して、過渡期において対外貿易の領域でいかなる例外規定が必要であるかについて、ヨーロッパ共同体の権限のある機関と協議する。

第七章 労働、社会、家族、女性、保健及び環境保護

第二〇条(労働及び社会)
第二一条(家族及び女性)
第二二条(任意社会奉仕団体)
第二三条(保健)
第二四条(環境保護)

第八章 文化、教育及び科学、スポーツ

第二五条(文化)
第二六条(放送)
第二七条(教育)
第二八条(科学及び研究)
第二九条(スポーツ)

第九章 経過規定及び最終規定

第四〇条(条約及び協定) 1 一九九〇年五月一八日のドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国との間の通貨同盟、経済同盟及び社会同盟の設立に関する条約から生じる義務は、この条約に異なつた定めがなく又はドイツ統一の樹立の過程で合意が目的を失わないう限り、今後とも効力を有する。
2 デイツ連邦共和国又は連邦ラントとドイツ民主共

和国との間のその他の条約及び協定から生じる権利及び義務は、ドイツ統一の樹立の過程で目的を失わない限り、国内の権限のある権利主体が引き受け、適応させ又は解決する。

第四一条（財産問題の規定）

第四二条（議員の派遣）

第四三条（ラント政府の樹立までの連邦

略

参議院に関する経過規定）

第四四条（権利の施行）

第四五条（条約の効力発生） 1 この条約（附属の議定書及び附属書一から三までを含む）は、ドイツ連邦共和国及びドイツ民主共和国の政府が効力発生に必要な国内的条件が満たされたと相互に通知した時に、効力を発生する。

2 この条約は、加入が効力を発生した後は、連邦法として法的効力を維持する。